世界自然遺産知床のまち

広報しゃり
おしらせ版

発　行／斜里町役場総務環境部企画総務課
　　　広報情報係
発行日／平成18年2月1日（毎月1日発行）
〒099-4192　北海道斜里郡斜里町本町12番地
TEL 0152-23-3131内線214

広報しゃり2006.2月号

■人口／13,335人（－8人）男6,548人（－2人）女6,787人（－6人）　■世帯／5,497世帯（－2世帯）　平成17年12月末現在

2月1日午前2時から市内局番が2ケタに変わります。

市内局番「3局」は、「２３局」に変わり、市内通話のダイヤル方法が変わります。

市外局番は「01522」から「0152」になります。

例えば斜里町役場は…

現　在

0 1 5 2 2 – 3 – 3 1 3 1

平成18年2月1日から

0 1 5 2 – 23 – 3 1 3 1

ウトロ支所なら…０１５２-２４-２２００
ぽると２１なら…０１５２-２２-２５００　となります。

総務省では、新規事業者（NTT以外の電気通信事業者）の参入による電話サービスの需要の増大等に対応するため、市内局番・市外局番のケタ数の変更を進めています。

これにより、斜里町も現在の市外局番の最後の１桁を市内局番にずらし、市内局番が２桁になります。

例えば斜里町役場の場合「01522-3-3131」から「0152-23-3131」となり、実際に市内電話をかける時は、「23-3131」とかけることになります。

市内電話以外の通話や携帯電話からかける時は、かけ方自体に変更はありません。

ご注意

※斜里町から網走市、東藻琴村、小清水町、常呂町、美幌町、女満別町、津別町に電話をかけるときは、市外局番が同じですが、これまでどおり市外局番からのダイヤルが必要です。

※電話機やファクシミリの「短縮ダイヤル」等を市内局番から登録している場合は、変更が必要です。（電話機などの取扱説明書をご覧いただくか販売店にお問い合せください。）

※現在お使いの電話機やファクシミリは、そのまま使用できます。「電話番号が変わるから使用できなくなる」という悪質な詐欺セールスには十分ご注意ください。

問合せ先　　企画総務課広報情報係　内線214

問合せ先
斜里町清掃センター
☎23-1692

４月からごみ処理が有料になります。

日　　程

月 日	時　　間	対象自治会	会　　場
2月13日（月）	午後3時、午後6時30分	ウトロ	漁村センター
	午後1時30分	日の出	日の出集会所
	午後1時30分	峰　浜	峰浜公民館
	午後1時	朱円東	朱円東会館
	午後1時30分	朱　円	朱円公民館
	午後6時30分	朱円西	朱円西会館
2月14日（火）	午前10時	越　川	越川集落センター
	午後6時30分	富　士	富士公民館
	未　　定	以久科北	未　　定
	午後6時30分	栄　街	栄街会館
	午後7時	三　井	三井集落センター
	午後1時30分	川　上	川上公民館
2月15日（水）	午後1時30分	美　咲	美咲公民館
	午後2時	大　栄	大栄集落センター
	午後1時30分	中斜里、ホクレン	中斜里公民館
	午後6時30分	豊倉、豊倉北	光陽公共集会所
	午後7時	豊倉西	豊倉西会館
	午後1時30分、午後6時30分	光陽南	光陽南自治会館
	午後1時30分	青葉町（昼）	かえで東公共集会所
2月16日（木）	午後7時	朝日町第１、朝日第２	朝日第２自治会館
	未　　定	本町第１	未　　定
	未　　定	本町第２	未　　定
	午後6時30分	本町第３	みなと食堂
	午後1時30分	本町中央	たなかや
	午後7時	港町第1、港町第２	母と子の家
	未　　定	港西町	未　　定
2月17日（金）	午後6時30分	朝日町第３	朝日町第３自治会館
	午後6時30分	文光町第１	老人福祉センター
	午後1時30分	文光町第２	老人福祉センター
	午後1時30分	文　　光	文光会館
	午後6時30分	文光中央	斜里小学校
	午後6時30分	青葉町（夜）	かえで東公共集会所
	午後6時30分	望　岳	新望岳公共集会所
	午後6時30分	新光町	新光町公共集会所

※ウトロ、光陽南、青葉町は昼・夜２回開催します。１月27日現在決定している日程です。「未定」の自治会は開催日も変更になる場合があります。以久科南、来運は終了しました。

説明会にご参加ください

町では、平成１８年４月１日からごみ処理を有料化します。そこで、有料化実施を２カ月後に控えて、４月からのごみ処理が具体的にどうなるのかについて詳しくご説明し、分別の一層の徹底とごみの減量化をお願いするための「ごみ処理有料化説明会」を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【主な内容】

●負担額はいくらに？
●指定袋・処理券はいつから　どこで買える？
●収集方法はどうなる？
●ごみと資源物の分別は？　粗大ごみは？
●自治会で公園などを清掃したときのごみの取り扱いは？　ほか

※自治会単位で開催しますが、都合の悪い方は、他の会場に参加していただいても結構です。できるだけ、ご参加くださるようお願いします。

募集します。

商店・コンビニなどのみなさん

４月からのごみ処理有料化に伴い、斜里町指定ごみ袋・粗大ごみ処理券（斜里町収入証紙）の取扱店を募集します。取り扱いを希望する商店・コンビニエンスストア等は、２月10日までに下記までご連絡ください。取扱店への説明会を後日開催します。

●応募先　斜里町清掃センター
☎23-1692

始まります
確定申告
2月16日(木)～3月15日(水)

今年も2月16日から確定申告が始まります。申告する必要のある人は忘れずに申告してください。なお、確定申告期間中は会場が混雑することが予想されます。給与や年金収入の方の還付申告は、2月16日以前でも受け付けていますので、早めに申告を済ませましょう。

申告会場・問合せ先

■役場財務課課税係（1階7番）
☎23・3131（内線132、133）
■網走税務署個人課税部門
☎（0152）43・9141

給与所得の人

　平成17年中の主な収入が給与収入であるサラリーマンなどは、通常、毎月の給与やボーナスから税金が徴収（源泉徴収）され、12月に年末調整が行われます。このような人は確定申告の必要はありません。しかし、次に該当する人は所得税の確定申告が必要です。

▼申告する必要のある人

①平成17年、1年間の給与収入の合計額が2千万円を超える人
②2カ所以上から給与を受けている人
③給与所得のほかに、年金による所得、事業所得（生命保険の外交職員報酬など）、不動産所得などの所得金額が20万円を超える人
④中途退職など年末調整をしていない人

※なお、年末調整が済んでいる人で、次に該当する場合は、確定申告をすることによって源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

●多額の医療費を支払った人↓医療費控除
●金融機関や住宅金融公庫などから資金を借り入れし、マイホームを新築・購入・増改築した人↓住宅借入金等特別控除
●地震・火災・風水害などの災害や盗難で、住宅や家財などに損害を受けた人↓雑損控除
●国や地方公共団体などへの特定の寄付をした人↓寄付金控除

主な収入が年金収入の人

　国民年金や厚生年金など、一定の金額を超える公的年金や私的年金（生命保険など）を受け取った人は、雑所得として確定申告をする必要があります。

事業所得や不動産所得、譲渡所得のある人

　事業や不動産などの所得がある人は、確定申告が必要です。また、譲渡所得（土地や建物などを売った収入）がある人で、確定申告が必要と思われる人や税務署からの案内を受けた人は、下記の確定申告相談会にお越しください。

▼申告する必要のある人

①個人で農業や商店などを営み、事業収入のある人（生命保険の外交職員や集金人、検針員、私塾を経営している人などは「事業所得（営業等）」として申告してください）
②地代や家賃収入がある人は、不動産所得として申告してください。
※なお、事業所得や不動産所得の申告には「収支内訳書」の添付が必要です。

確定申告相談会　＊税務署主体の相談会です。

開催日	時間	会 場	相談内容
2月23日(木)	10時～16時	斜里町役場大会議室（2階15番）	所得税・消費税・譲渡所得・贈与税の相談
2月24日(金)	9時～15時30分		

12時から13時は休憩時間とさせていただきます。

申告するときに持参するもの

・印鑑（スタンプ印は不可）
・収入や経費などを証明できる書類（源泉徴収票の原本、収支内訳書、領収書など）
・生命保険料、損害保険料の申告用控除証明書や国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの平成17年中の支払額が証明されている書類（領収書など）
・所得税が還付になる人は、本人の銀行口座番号が分かるもの
※医療費控除、住宅借入金等特別控除を受ける人は、別に必要書類があります。詳しくは、網走税務署または役場財務課課税係にお問い合せ下さい。

パソコンで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面にしたがって金額等を入力して申告書の作成ができます。作成した申告書は、プリンターで印刷すればそのまま税務署に提出できます。
【国税庁ホームページアドレス】
http://www.nta.go.jp
●自宅から申告できる e-Tax（イータックス）
公的個人認証サービスの電子証明書（住民基本台帳カード）をお持ちの方は、自宅や事務所からインターネットで申告や納税ができる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」がご利用いただけます。
※利用される場合は、事前に開始届出書を提出する必要があります。
【e-Taxホームページアドレス】
http://www.e-tax.nta.go.jp
●ご利用くださいタックスアンサー
申告や納税などに関する情報がインターネットで検索できます。
【ホームページアドレス】
http://www.taxanswer.nta.go.jp